

令和元年6月14日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K01897

研究課題名（和文）ラテンアメリカにおける家事労働者のジェンダーと再生産労働の分業化

研究課題名（英文）Gender and division of reproductive labor of latinamerican domestic workers

研究代表者

松久 玲子（Matsuhisa, Reiko）

同志社大学・グローバル・スタディーズ研究科・教授

研究者番号：40239075

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：ラテンアメリカにおける女性の社会進出にともない、従来農村や都市周辺の貧困層の女性が家事労働者として担ってきた再生産労働を移民労働者により補充する動きがラテンアメリカの労働市場で見られる。この現象は、単に再生産労働市場を外国人労働者に拡大するだけでなく、低賃金、不安定雇用でも働かざるを得ない労働予備軍の存在により、家事労働者の労働条件をさらに劣悪化させている。これに対抗するために、各国で家事労働者組合が結成され、国連家事労働者条約の批准に向けて行動するとともに、家事労働者の労働条件や福祉を向上させる動きがあるが、必ずしも家事労働者の間に組合の活動が浸透していないのが現状である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ラテンアメリカにおける家事労働者の歴史は長く、1970年代から開発とジェンダーおよび貧困の視点からラテンアメリカ諸国で調査が行われている。しかし、グローバル化と国際分業における再生産労働の視点からの研究は、日本におけるラテンアメリカの地域研究の分野ではほとんどないといってもよい。貧困層の女性労働者の職種として極めて一般的でラテンアメリカ諸国で維持されてきた有償家事労働市場が、グローバル化のなかでどのような変容をとげたのか、また劣悪な労働条件で働かざるを得ない家事労働者の女性たちが、どのように連帯し権利の保障につなげていくかについてあらたな知見を提供した。

研究成果の概要（英文）：As women in Latin America have expanded the participation of the labor market, the remunerated domestic work was replaced by the migrant women instead of the native poor women in rural and urban area. This phenomenon means not only that the reproductive labor market became open to the immigrants, but also the working conditions of domestic workers degraded because of the presence of reserved labor force working even with low wages and precarious employment. In order to improve these precarious conditions, domestic workers unions are established in many countries in Latin America and try to force the government to the ratification of the UN Convention of Domestic Workers. But the activities of Domestic Workers Union have not penetrated among the domestic workers.

研究分野：ラテンアメリカ地域研究 ジェンダー研究

キーワード：ラテンアメリカ 家事労働者 再生産労働

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2011年にILOにおいて「家事労働者条約(第189号)」が採決され、2013年に発効された。これは、近年の国際労働移動にともない家事サービスを行う女性労働者が増加し劣悪な環境で働いている現状に鑑み、労働と人権保護のために採択された協定である。ILOの報告によれば、世界全体では、5260万人の家事労働者が働いている。ラテンアメリカおよびカリブ海域では1960万人、女性労働者の4人にひとりが家事労働者である。

家事労働は、機械化、技術の向上、男女の役割分担モデルの解消により負担が軽減され、家事労働者は必要なくなると考えられていた。しかし、グローバル化が進み、高度に情報化されたサービスが集約された世界の都市で、家事労働者が必要とされ、多くの第三世界の女性たちを呼び込んでいる。こうした国際労働分業とジェンダーの問題は、ラテンアメリカにおいても見られる。近代において家事労働が市場化される中で、ジェンダー化された非熟練労働、インフォーマル・セクターの女性労働の典型として家事サービスが、低賃金と劣悪な労働条件のもとで歴史的に継続されてきたことに関心をもった。

2. 研究の目的

近代以降、家事サービスは市場化され、ジェンダー化された未熟練労働として低賃金、劣悪な条件のもとで歴史的に継続されてきた。さらに現在では、国内だけでなく国境を越えて国際移動する女性の家事労働者の存在が顕在化している。ラテンアメリカ地域のメキシコおよび中米の家事労働者を研究対象とし、国内の状況だけでなく、グローバリゼーションの過程で起きている北南・南南の労働移動を含めた女性の国際的労働移動において、ジェンダー化され、階層化・人種化される再生産領域の分業化を歴史的連続性の中で分析する。

3. 研究の方法

ラテンアメリカの歴史、政治、経済を視野に入れながら、歴史的視点と現代の家事労働者に関して社会的視点からメキシコと中米の家事労働者の労働実態を明らかにする。

20世紀前半、1950年～1970年代までの国内移動を主とする時代、および1980年代以降の3つの時代区分に従い、文献により家事労働者の状況を明らかにした。文献調査では、国際機関の移民関係資料、研究論文や新聞、報告書などの資料が豊富であるメキシコを中心に行った。現状については、女性移民を2016年、2017年、2018年の3回にわたってメキシコで調査した。特に、2000年以降の移民家事労働者に関してはニカラグア、コスタリカを中心に現地のNGOでのインタビューを行い、家事労働者の実態について調査した。

4. 研究成果

(1)世界の家事労働者人口は、推定で約5,300万人とされ、その大半は女性で、その中で移民労働者にしめる割合は高い。ラテンアメリカ地域では、家事労働者数は、19,593,000人で、そのうち女性が92%を占めている。ラテンアメリカの女性の雇用の17.4%、女性の賃金労働の26.6%を占める¹。ILOの調査によれば、特に女性の雇用における家事労働者の割合が高いのは、アルゼンチン18.7%(2006年)、ブラジル17%(2009年)、コスタリカ1.7.3%(2010年)ウルグアイ18%(2007年)となっている。経年的に見ると、1995年から2010年の15年間に家事労働者数は約100万人から196万人と2倍に増え、女性の雇用に占める割合も14.6%から17.4%に増加している¹。

(2)ラテンアメリカの家事労働者の歴史は長く、植民地時代にさかのぼる。植民地時代には、征服された先住民が、スペイン人に仕える家内労働者として働いていた。植民地都市の征服者で

ある植民地貴族の豪奢な邸宅（Casa Poblada）は、法により、スペイン人の妻がいて、最低 40 名の客が宿泊できる広さをもち、黒人奴隷、スペイン人、先住民からなる召使と 16 頭以上の馬が入る厩舎があることが定められていた。この時期のメキシコ、ペルー、チリでは、支配層の一家には少なくともひとりから多い場合には 40 人以上の家内使用人がいて、先住民、解放奴隷、メスティソ（混血）、白人女性から構成されていた。これらの使用人たちは、「家」でのあらゆる生活必需品の生産を担うとともに、乳母、料理人、給仕、洗濯女、馬廻りの世話、御者、庭師、執事、子供の養育係そして主人付きの使用人など、主人の家族の生活に関わる様々な仕事を担っていた。植民地初期には家内使用人は先住民が多かったが、次第にメスティソが優勢となった。先住民女性は女性使用人としてもっとも一般的で、一番賃金がやすかった。そこには、私的空間における生産・再生産労働におけるジェンダー、人種、エスニシティ、階級による役割分担が存在していた（松久 2017a）。

(3)家内労働者の大部分が女性で、家事労働がもっぱら洗濯や掃除、料理、子どもや老人の世話などの限定的な再生産労働を意味し、家庭という私的空間で家事労働を行うという現代の家事労働者の姿は近代の産物であり、特にラテンアメリカで急激な都市化が始まる 19 世紀から 20 世紀にかけて、都市における産業化と近代化によってつくられた現象である。18 世紀末から 19 世紀初めにかけて、母性を中心としたジェンダー役割が強調され、女性は私的空間（家庭）に囲い込まれた。19 世紀から 20 世紀にかけて、家庭は、女性が保護され本質主義的主義的な考えのもとでの女性の役割に従って家族に仕える「祭壇」と見なされた。都市の中間層以上の家庭での家事労働は、「貧しい娘にとって理想の教育」とされた。

(4)メキシコでは、19 世紀中頃から女子教育のための女子師範学校が設立され始めるが、同時に家政学校が女子専門教育の一環として各地で設立された。「科学的な」家事を教え、健康な子どもを育てる母親のための家事に関する「技術教育」である。その傍らで、女主人を補助し、衛生的かつ合理的に掃除、洗濯、料理などの「家事」をこなせるように、短期間で教える家事労働者のための夜間講座も開設された。19 世紀の初めには、家事労働者はイスマノアメリカの女性労働者の大半をしめていた。19 世紀末にはたばこ工場や縫製工場が作られ、男性より安価な労働力として女工が雇用された。繊維・タバコ産業における女性雇用の増加により、1895 年から 1930 年までに家事労働者の絶対数は減少した。一方で、都市の近代化は、水の貯蔵、ガス、居住区のゴミの収集などの都市のサービスの变化をもたらした。女性の教育が拡大し、母性と育児が重視され性別役割分業が強化されたことも、家内労働者の雇用を減少させる一因だった。19 世紀には、7～10 人家内労働者を雇っていた家が、次第に 1 人から 3 人と減り、ついには誰も雇わなくなった。

(5)1929 年の世界恐慌は働く女性たちを直撃した。工業労働者としての女性の雇用も減少した。女性の雇用が一番少ない時期は、家事労働者として社会で働く女性の割合が最も高い点と一致している。恐慌の影響で、都市における労働運動が活発化し、家事労働者の組合も誕生した。チリでは 1926 年、メキシコでは 1934 年、ブラジルでは 1936 年に家事労働者組合が設立された。しかし、この家事労働者組合は、必ずしも女性のみによって結成されたものではなかった。家事（内）労働者組合には男女の組合員が含まれる場合もあった。チリでは、男女両性の家事労働者が「個人宅の雇用者自治職業組合」の組合員だった。メキシコの家事労働者組合は、家事労働者、トウモロコシの粉挽き、トルティーヤ作り人、洗濯女、料理女、ホテル、レストランなどの給仕などが参加していた。女性だけの組合もあれば、男女混合の組合もあった。1931 年から 1934 年の間に 3 回開催されたメキシコの全国女工・農民女性労働者大会では、最低賃金を家事労働者に設定することを要求している。

(6)20 世紀半ば以降のラテンアメリカでは、農村から都市への国内移動が顕著にみられ都市化が急速に進んだ。国内移民の貧しい農村女性が、家事労働者の供給源となった。若い農村出身の娘たちが、都市の中間層の家庭で疑似家族として無償で家事労働を行ったり、借金や前払い金で縛られ、衣食住の提供と現物支給で賃金が支払われない場合が多々見られた。多くは住み込みで、労働時間の制限がなく食事也十分とらされず、土日には家を追い出されるなど、半奴隷的な状況が報告されている。

(7) 1970 年代から次第に、家事労働は住み込みよりも通いが多くなっていった。通いの場合、都市周辺部のバリオから長時間かけて通勤し、雇用主の都合で解雇されるなど不安定な労働条件は続いていた。労働法において家事労働者は、一日 12 時間労働と規定されていた。1990 年ごろから家事労働者の供給源として移民労働者が加わった。住む場所と食事が一応は保証されているため、移民女性労働者にとってメリットがあった。

(8)2011 年に国連の家事労働者条約が成立すると、ラテンアメリカ諸国で現在までに 2015 年までに 17 カ国々が批准した。多くの国では一日の労働時間が 12 時間から 8 時間労働となり、最低賃金、労働条件の改善や文書による契約などが規定されたが、有償家事労働は個人宅での孤立的な労働状況であるため法的規制が有効に機能していない。家事労働者条約の批准にあたり、家事労働者組合が組織され、家事労働者組合が条約批准を推進したが、ほとんどの国では家事労働者は組合運動の存在を知らないし、また活動に参加する機会も限られている(2017b)。

私的空間において行われる有償家事労働は、労働時間や労働条件が被雇用者と雇用者との関係の中で左右される。女性の家庭における再生産労働、つまり育児や家事労働が無償労働であり、女性の「自然な」行為とみなされているために、有償労働としての家事労働も「自然」の延長上にある非熟練労働として過小評価され、低賃金に抑えられている。さらに、国内のインフォーマル・セクターの女性労働力や移民労働者の女性労働力が労働予備軍となり、劣悪な労働条件と賃金、不安定な雇用状況を維持し続けている。個人の住宅という私的空間で自分以外の人間のために再生産労働を担う有償家事労働は、産業化と労働市場への女性労働力の編入に対応して、生産構造を支えるための再生産インフラとして、歴史的に再編を繰り返してきた。そして、ジェンダーやエスニシティに基づく分業化により非熟練・低賃金労働として女性労働力を再編しつつ、変化する生産過程に適応してきた。

1. Human Right Watch (2013) The ILO Domestic Workers Convention: New Standards to Fight Discrimination, Exploitation, and Abuse.pp.19

https://www.hrw.org/sites/default/files/related_material/2013ilo_dw_convention_brochure.pdf (2016.9.8 accessed)

2. ibid.,pp.25

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

松久玲子 (2017a)「ラテンアメリカ家事労働者考」『論堂 1』(同志社大学グローバル・スタディーズ学会) あさひ高速印刷 2017.10.20, p.80-86.

松久玲子 (2017b)「家事労働者条約」批准をめぐるラテンアメリカ諸国の動向」『GR-同志社大学グローバル地域文化学会 紀要-』第 9 号, p.49-78. (査読付き)

松久玲子 (2017c)「第二次オルテガ政権下のジェンダー平等政策とフェミニズム運動 ニカラグアのジェンダー・クォータと実質的代表をめぐる」『ラテンアメリカ研究年報』No.37,2017.7.1,p.23-51 (査読付き)

〔学会発表〕(計 2件)

松久玲子、柴田修子、深澤晴奈、北條ゆかり、日本ラテンアメリカ学会 第40回定期大会パネル「ラテンアメリカにおける国際移民とジェンダー」2019年6月2日、於創価大学

松久玲子「ニカラグア：女性の政界進出とフェミニズム運動」日本ラテンアメリカ学会 第37回定期大会シンポジウム：ラテンアメリカにおける女性の政治参加とジェンダー・クオータ，2016年6月5日，於京都外国語大学

〔図書〕(計 3件)

松久玲子編著『越境するラテンアメリカの女性たち』晃洋書房，2019年9月刊行予定

松久玲子分担執筆 第12章「サンディニスタ革命と識字運動」p.75-79，第27章「ニカラグアのフェミニズム運動」p.149-153，第28章「ニカラグアのジェンダー平等政策」p.154-159，第29章「女性の政界進出」p.160-164，第30章「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」p.165-174，第31章「ニカラグアの家族」p.170-174，第32章「ニカラグアの国際労働移動」p.175-179，第33章「ニカラグアの教育制度」p.180-185，田中高編，『ニカラグアを知るための55章』明石書店，2016年

松久玲子「ニカラグア：新自由主義のはざまに生きる女性たち」国本伊代編『ラテンアメリカ 21世紀の社会と女性』新評論，2015年12月，pp.269-284.

〔産業財産権〕『ラテンアメリカ 21世紀の社会と女性』新評論，2015年12月，pp.269-284.

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：浅倉 寛子

ローマ字氏名：(ASAKURA, hiroko)

研究協力者氏名：マルタ・トーレス・ファルコン

ローマ字氏名：(TOTTRE FALCON, marta)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。
